

福井県報

第 1819 号
平 成 1 9 年
3 月 1 3 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目 次

(※は、県例規集登載事項)

規 則

※福井県立社会福祉施設に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (障害福祉課) ……………一

告 示

※全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を改正する告示 (財務企画課) ……………一

※関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を改正する告示 (同) ……………二

○生活保護法の規定による居宅介護を担当させる機関の指定 (二件) (地域福祉課) ……………二

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿福祉課) ……三

○介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定 (同) ……………三

○保安林の指定 (森づくり課) ……………四

※急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防海岸課) ……………四

公 告

※福井県守衛服務規程の一部を改正する訓令 (財産活用課) ……………五

※福井県職務育成品種規程の一部を改正する訓令 (農畜産課) ……………五

○指定管理者の指定 (財産活用課) ……五

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (二件) (男女参画・県民活動課) ……………五

○土地改良区の役員の就任 (嶺南振興局) ……………六

規 則

福井県立社会福祉施設に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成十九年三月十三日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第十二号

福井県立社会福祉施設に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「小児療育センター」を「こども療育センター」に改める。

一 福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則 (昭和三十三年福井県規則第三十二号) 第五条の三第一項

二 福井県財務規則 (昭和三十九年福井県規則第十一号) 別表第一小児療育センターの項

(福井県小児療育センター管理規則の一部改正)

第二条 福井県小児療育センター管理規則 (昭和五十八年福井県規則第二十六号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福井県こども療育センター管理規則
第一条中「福井県小児療育センター」を「福井県こども療育センター」に、「小児療育センター」を「こども療育センター」に改める。

第二条および第三条中「小児療育センタ

ー」を「こども療育センター」に改める。

第四条第一項第一号および第二号を次のように改める。

一 リハビリテーション科
二 小児科

第四条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 外科

第五条中「小児療育センター」を「こども療育センター」に、「知事の承認を得て小児療育センターの所長」を「別に知事」に改める。

(福井県立社会福祉施設に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 福井県立社会福祉施設に関する条例施行規則 (平成十七年福井県規則第七十八号) の一部を次のように改正する。

第六条中「福井県小児療育センター」を「福井県こども療育センター」に改める。

附 則
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福井県告示第138号
全国自治宝くじ事務協議会規約 (昭和30年福井県告示第171号) の一部を次のように改正する。

平成19年3月13日
福井県知事 西川 一誠
第3条第2号中「堺市」の次に「、新潟市、浜松市」を加える。

告 示

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

福井県告示139号

関東・中部・東北自治互けじ事務協議会規約（昭和30年福井県告示第178号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月13日

福井県知事 西川 一誠

第3条第2号中「横浜市」の次に「、新潟市」を、「静岡市」の次に「、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

福井県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）

第54条の2第1項の規定に基づき、同法の規定による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年3月13日

福井県知事 西川 一誠

居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	居宅介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
さくらケアサービス	越前市横市町5-13	訪問介護	さくらケアサービス株式会社	越前市国高2丁目第18号1番地の61	平成19年3月1日
さくらケアサービス	越前市横市町5-13	介護予防訪問介護	さくらケアサービス株式会社	越前市国高2丁目第18号1番地の61	平成19年3月1日

福井県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）

第54条の2第1項の規定に基づき、同法の規定による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年3月13日

福井県知事 西川 一誠

居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	居宅介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
坂井地区医師会ヘルパーステーション	あわら市東善寺5-27	介護予防訪問介護	社団法人坂井地区医師会	あわら市東善寺5-27	平成19年3月1日

福井県告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年3月13日
福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称および主たる事務所の所在地	事業者の代表者の氏名および住所	指定年月日	サービスの種類	介護保険事業者番号	事業開始年月日
さくらケアサービス	福井県越前市横市町5-13	さくらケアサービス株式会社 福井県越前市国高2丁目第18号1番地の61	代表取締役 綿谷 裕範 福井県越前市国高2丁目第18号1番地の61	平成19年3月1日	訪問介護	187030053	平成19年3月1日

福井県告示第143号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり公示する。

平成19年3月13日
福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称および主たる事務所の所在地	事業者の代表者の氏名および住所	指定年月日	サービスの種類	介護保険事業者番号	事業開始年月日
あい訪問介護事業所	福井県鯖江市上野田町4号1番地の1	鯖江高速観光株式会社 福井県鯖江市上野田町4号1番地の1	代表取締役 山本 猛夫 福井県鯖江市水落町4丁目2番16号	平成19年3月1日	介護予防訪問介護	1870700133	平成19年3月1日
さくらケアサービス	福井県越前市横市町5-13	さくらケアサービス株式会社 福井県越前市国高2丁目第18号1番地の61	代表取締役 綿谷 裕範 福井県越前市国高2丁目第18号1番地の61	平成19年3月1日	介護予防訪問介護	187030053	平成19年3月1日

福井県告示第145号

市 町	字	地 番
越前市	別印町	
	1 字村表	1 - 1 の一部 3 の一部 1 6 の一部
	2 字寺山	3 8 の一部 3 9 の一部 4 0 4 1 の一部 4 8 の一部 4 9 - 1 4 9 - 2 5 0 - 1 の一部 5 0 - 3 の一部 5 0 - 4 5 5 - 2 の一部 5 6 の一部 5 7 の一部 6 0 の一部 6 1 6 4 の一部 6 8 の一部 1 - 1 の一部 1 - 2 の 一部
	1 8 字木表	
	谷	

市 町	字	地 番
敦賀市	杉津9号中 条	1 1 - 3 の一部 1 4 ・ 1 5 合併1 の一部 1 6 の部 1 7 - 1 の一部 1 7 - 3 の一部 1 8 - 1 の部 1 8 - 2 の 一部 1 9 の一部 2 0 の部 2 1 の一部 2 2 - 1 の部 2 2 - 2 の部 2 2 - 3 の一部 2 3 の部 2 4 の部

	部 2 5 の一部 2 6 の一部 2 7 の一部 2 8 の一部
--	-----------------------------------

福 井

福井県訓令第 5 号

庁中一般

福井県守衛服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 1 9 年 3 月 1 3 日

福井県知事 西川 一誠

福井県守衛服務規程の一部を改正する

訓令

福井県守衛服務規程（昭和 5 6 年福井県訓令第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（勤務時間）

第 3 条 守衛の勤務時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 通常勤務 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

(2) 早出勤務 午前 8 時から午後 5 時まで

(3) 運出勤務 午前 9 時から午後 6 時まで

附 則

この訓令は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

福井県訓令第 6 号

庁中一般

各出先機関

福井県職務育成品種規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 1 9 年 3 月 1 3 日

福井県知事 西川 一誠

福井県職務育成品種規程の一部を改正する訓令

福井県職務育成品種規程（昭和 5 6 年福井県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、県立大学」を削る。

第 3 条第 1 項中「、所長または学長」を「または所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項および福井県民ホールの設置および管理に関する条例第 5 条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

平成 1 9 年 3 月 1 3 日

福井県知事 西川 一誠

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県県民ホール

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市板垣 3 丁目 1 6 2 1

日放・ケイエヌ・イマスグループ

3 指定の期間

平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成 1 9 年 3 月 1 3 日

福井県知事 西川 一誠

1 申請のあった年月日

平成 1 9 年 2 月 2 8 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人丹南市民自治研究センター

(2) 代表者の氏名

伊藤藤夫

(3) 主たる事務所の所在地

福井県越前市府中一丁目 1 2 番 5 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民自治活動に関する研究を行い、広く地域住民に対して当該活動を実践し、地域の振興及びまちづくり、資源循環型社会及び平和社会の創造、並びに地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

平成 1 9 年 2 月 2 8 日から平成 1 9 年 4 月 2 7 日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成 1 9 年 3 月 1 3 日

福井県知事 西川 一誠

1 申請のあった年月日

平成 1 9 年 2 月 2 8 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人ぽこ・あ・ぽこ・キッススタジオ

(2) 代表者の氏名

山本浩美

(3) 主たる事務所の所在地

福井県福井市花堂南二丁目 4 番 1 4 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校・引きこもりの子どもに対する、指導育成事業、その他の希望する子どもに対する学芸活動支援事業などを行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

平成 1 9 年 2 月 2 8 日から平成 1 9 年 4 月 2 7 日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

おおい町土地改良区から、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 6 項の規定により、次の者が平成 1 9 年 1 月 1 8 日に役員を就任した旨の届出があったので、同条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 1 9 年 3 月 1 3 日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏 名	住 所
理 事	盛下 孝徳	おおい町安川4-14
〃	山口 征雄	〃 佐畑3-15
〃	中川 忠彦	〃 鹿野30-11
〃	福井 正三	〃 笹谷6-21
〃	松井 正憲	〃 広岡6-7
〃	国久 勇	〃 父子33-15-1
〃	武永 武雄	〃 野尻19-13-1
〃	小林 敏行	〃 山田9-2
〃	赤井 正雄	〃 本郷109-1

〃	猿橋 秀一	〃	本郷123-27
〃	永谷 隆幸	〃	本郷141-16
〃	小原 道孝	〃	岡田8-10
〃	時岡 淳之	〃	尾内35-11
〃	寺澤 繁夫	〃	大島94-47
〃	中間 松壽	〃	大島28-10
〃	荒木 照男	〃	本郷112-27-1
〃	小原 篤	〃	岡田5-6-10合併
〃	中谷 寅雄	〃	大島110-13
監 事	田中 源一	〃	神崎18-23
〃	永谷 幾男	〃	本郷121-4
〃	後 征一郎	〃	大島57-26

平成十九年三月十三日印
平成十九年三月十三日発

刷 行

発行人 千九一〇一八五八〇 福井県
印刷人 千九一九一〇四八二 福井県坂井市春江町中庄六一一三二 (株)エクシード

福 井 県
☎ 515678番